

区域計画の認定について

令和 3 年 6 月 17 日
内閣府特命担当大臣(地方創生)
坂 本 哲 志

区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)等は、以下のとおり。

1. 東京圏 区域会議

【6月7日開催、6月7日申請、新規2事業、変更1事業】

(1) 都市計画の決定等に係る都市計画法の特例(変更1事業、新規1事業)

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、以下の地区における施設等の整備に際し、都市計画決定等のワンストップ処理を可能とする。

○二町谷地区:エスパシオミサキマリンリゾート株式会社

※既に認定を受けている地区について、事業実施主体の変更を行う。

○虎ノ門一丁目東地区:中央日本土地建物株式会社、独立行政法人都市再生機構、住友不動産株式会社【令和4年度着工予定】

(2) 二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

増大する外国人患者のニーズに応えるため、二国間協定の締結又は変更により、以下の医療機関において、新たな外国医師の受入れなどを行い、診療を実施する。

○トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック:アメリカ人1名【令和3年9月より実施】

2. 関西圏 区域会議

【6月7日開催、6月7日申請、新規2事業】

(1) 創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

京都府が、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、京都府内における外国人による創業活動を促進する。【令和3年中に実施】

(2) 創業人材の事業所確保に係る特例

創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例を活用して創業活動を行う外国人について、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、京都府が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とする。【令和3年中に実施】

3. 福岡市・北九州市 区域会議

【6月7日開催、6月7日申請、新規1事業】

(1) 海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例

福岡市に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。【直ちに実施】

4. 沖縄県 区域会議

【6月7日開催、6月7日申請、新規1事業】

(1) エリアマネジメントに係る道路法の特例

株式会社ジャパンエンターテイメントが、道路法の特例を活用し、各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上を図る。